

上尾市学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和8年度に上尾市学校給食へ給食用物資の納入を希望する方は、下記により関係書類を提出してください。今回の申請による有効期限は令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの1年間です。

なお、本登録は上尾市立各小・中学校へ給食用物資を納入する資格を得るための申請であり、上尾市から給食用物資の発注を確約するものではありません。

記

1 申請書の受付期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月13日（金）

2 受付方法

学校保健課へ直接持参（土曜日・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分～午後5時）

または郵送（必着）

3 提出書類

- ・「令和8年度上尾市学校給食用物資納入業者登録申請書」（様式第1号）
- ・食品営業許可証もしくは営業届出書の写し
- ・食品衛生監視票の写し（直近のもの。保健所等が実施する食品衛生監視を受けている青果・鮮魚・食肉などの生鮮食品を取り扱う業者のみ提出）
- ・検便成績書（直近のもの。保健所等が実施する食品衛生監視を受けている、青果・鮮魚・食肉などの生鮮食品を取り扱う業者（配送者を含む。）が赤痢菌、サルモネラ菌、O157を検査し、保菌していないことが証明できる書類）
- ・営業経歴書（様式第3号）

4 納品場所

給食物資納品場所一覧					
小学校給食					
1	上尾小学校	仲町一丁目 11番 46号	12	平方東小学校	大字平方 4354番地2
2	中央小学校	上町一丁目 15番 4号	13	原市南小学校	大字原市 3990番地
3	大谷小学校	大字大谷本郷 528番地	14	鴨川小学校	西宮下四丁目 400番地
4	平方小学校	大字平方 1346番地1	15	芝川小学校	上平中央一丁目 8番地1
5	大石小学校	大字小泉九丁目 28番地2	16	瓦葺小学校	大字瓦葺 2260番地
6	原市小学校	大字原市 3508番地1	17	今泉小学校	今泉三丁目 17番地1
7	上平小学校	大字南 102番地	18	西小学校	今泉一丁目 7番地2
8	富士見小学校	柏座四丁目 3番8号	19	東町小学校	東町三丁目 1947番地
9	尾山台小学校	大字瓦葺 509番地1	20	平方北小学校	大字平方 3657番地
10	東小学校	大字上尾村 1171番地2	21	大石北小学校	井戸木四丁目 23番地
11	大石南小学校	大字畔吉 1333番地	22	上平北小学校	大字南 287番地

中学校給食		
23	中学校給食共同 調理場	大字上尾村 476 番地 1
24	上尾中学校	愛宕三丁目 23 番 34 号
25	太平中学校	大字小敷谷 2 番地 3
26	大石中学校	中妻 4 丁目 19 番地
27	原市中学校	大字原市 3479 番地
28	上平中学校	大字菅谷 121 番地
29	西中学校	東今泉 5 番地 1
30	東中学校	大字上尾村 479 番地
31	大石南中学校	大字小敷谷 1105 番地
32	瓦葺中学校	大字瓦葺 163 番地
33	南中学校	大字大谷本郷 124 番地
34	大谷中学校	向山四丁目 10 番地

※食材の発注について

小学校…納品希望月の前月 20 日までに各小学校から発注し、各小学校に納品していただきます。

(共同購入物資については、毎月開催する物資専門委員会終了後に、学校保健課から納入業者となつた旨を連絡し、各小学校からは納品希望月の前月 20 日までに、必要数量を発注します。)

中学校…納品希望月の前々月末までに中学校給食共同調理場から発注をし、中学校給食共同調理場・各中学校に納品していただきます。(例：7 月納品希望⇒5 月末までに発注)

5 配送時間

施設	午前納品の場合	午後納品の場合
各小学校給食室	午前 8 時 30 分～	午後 3 時～
中学校給食共同調理場	午前 7 時 30 分	午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分
各中学校調理場	午前 8 時 00 分～午前 8 時 30 分	午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

※午前納品…肉、魚、卵、豆腐・大豆製品、青果類、パン、委託炊飯、乳・乳製品等、納品を使用日当日と指定して発注する食材

午後納品…乾物、調味料、油、嗜好品・委託炊飯以外の米・米製品、パン以外の小麦粉製品、容器等、納品を前日と指定して発注する食材

各小学校給食室・中学校給食共同調理場及び各中学校調理場の午前・午後の納品については、概ね上記のとおりとします。

6 登録の種類

登録の種類は下表のとおりとします。

小学校給食については、登録区分が 2 種類あります。一部の学校に納品する業者については「小学校学校別」の登録区分、市内全ての小学校に統一の物資を使用する際に、見積合わせ・仕入れ・納品が可能で、給食で使用する精白米・委託炊飯・パンを納品する業者は「小学校共同」の登録区分とします。

中学校給食については、「中学校」の登録区分とします。

なお、それぞれの登録区分の物資については下表を参照して下さい。

登録区分別代表的な取扱い物資（申請が募集社数を超える場合は、選定を行います。）

登録区分	業種	代表的な取り扱い物資	募集社数
小学校 学校別	肉	鶏肉	5社程度
	卵	鶏卵	5社程度
	豆腐	豆腐 絞り豆腐 油揚げ 生揚げ がんもどき等	3社程度
	青果類	野菜 くだもの	25社程度
	穀物	精白米 もち米 委託炊飯 パン 麺 マカロニ スパゲティ パン粉(生) 米粉 米粒麦	3社程度
小学校 共同	穀類	精白米 もち米 委託炊飯 パン 麺 マカロニ スパゲティ パン粉(生) 米粉 米粒麦	小学校共同は 20社程度
	食肉・卵類	豚肉 鶏肉 牛肉 肉加工品 液卵 うずら卵	
	調味料	しょうゆ 彩花みそ トマトケチャップ マヨネーズ ソース 香辛料 鶏ガラ チキンブイヨン ポークブイヨン ドレッシング 塩 砂糖 こしょう 米みそ みりん 酢 カレー粉 中濃ソース ウスターソース オイスターソース トウバンジャン 日本酒 ワイン	
	鮮魚・水産加工品	魚切り身 練り製品 フライ類 でん粉付き 冷凍魚介類	
	大豆・大豆加工品	豆腐 油揚げ 生揚げ おから 冷凍大豆 納豆	
	青果類	野菜 くだもの いも類 きのこ類 果汁飲料 フルーツ缶詰 冷凍野菜 カット野菜 いも加工品 漬物	
	こんにゃく類	こんにゃく しらたき	
	油脂類	植物油 ごま油 オリーブ油	
	乳製品	バター チーズ ヨーグルト 脱脂粉乳 生クリーム 乳飲料	
	添加物	ジャム類 ふりかけ類	
	乾物類	豆類 ごま 海藻類 切り干し大根 煮干し かつお節 春雨 小麦粉 でん粉 パン粉	
	容器	グラタンカップ アルミカップ	
	菓子類	ゼリー デザート類	
中学校	穀類	精白米 もち米 委託炊飯 パン 麺 マカロニ スパゲティ 小麦粉 パン粉 でん粉 米粉 押し麦	中学校は 13社程度
	食肉・卵類	豚肉 鶏肉 牛肉 肉加工品 液卵 うずら卵	
	調味料	塩 砂糖 こしょう しょうゆ みそ みりん 酒 ワイン 醋 トマトケチャップ マヨネーズ ソース オイスターソース 豆板醤 香辛料 鶏ガラ チキンブイヨン ポークブイヨン	
	鮮魚・水産加工品	魚切り身 練り製品 フライ類 でん粉付き 冷凍魚介類	
	大豆・大豆加工品	豆腐 油揚げ 生揚げ おから 冷凍大豆 納豆	
	青果類	野菜 くだもの いも類 きのこ類 果汁飲料 フルーツ缶詰 冷凍野菜 カット野菜 いも加工品 漬物	
	こんにゃく類	こんにゃく しらたき	
	油脂類	植物油 ごま油 オリーブ油	
	乳製品	バター チーズ ヨーグルト 脱脂粉乳 生クリーム 乳飲料	
	添加物	ジャム類 ふりかけ類	
	乾物類	豆類 ごま 海藻類 切り干し大根 煮干し かつお節 春雨	
	容器	グラタンカップ ゼリーカップ 紙カップ ケーキカップ	

<募集社数>

【小学校学校別】

- ・品質、価格の均一化を図るため、業種ごとに登録の募集社数を設けています。なお、募集社数は申請書（様式第1号）の「主な業種」で数えます。
- ・納入を希望する代表的な品目が含まれている業種を「主な業種」で一業種申請してください。

【小学校共同・中学校】

- ・品質、価格の均一化を図るため、それぞれの登録区分において募集社数を設けています。

<登録業者の選定基準>

業種ごとに募集の想定社数を上回った場合のみ、下記の基準から総合的に判断し選定します。

- ①原則として上尾市及び近郊に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設のいずれかが有り、納入物資に不良品がある場合は直ちにその交換ができる等の迅速で確実な連絡設備を有していること。
- ②指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- ③下記のいずれかの条件を満たし、かつ、2年以上の事業実績を有する者であること。

- (1)令和5年4月1日から申請日までに上尾市立小学校・中学校給食共同調理場と給食用物資納入契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者
- (2)令和5年4月1日から申請日までに上尾市以外の地方自治体や学校等と給食用物資納入契約を2件以上誠実に履行した実績を有する者
- (3)前2号に掲げるもののほか、前号に準ずる者（民間の保育園や幼稚園等含む。）であって、納入契約が誠実に履行されると認められる者（事業所等の所在地区分は市内業者>準市内業者>市外業者の順とする。）

[所在地区分]

市内業者 …市内に本店・支店や営業所がある。

準市内業者…市外に本店があり、市内に支店や営業所がある。

市外業者 …市外に本店・支店や営業所があり、市内にはない。

<登録業者の納品先の選定基準>

- 小学校学校別：該当小学校に配達可能な納入業者の中から、過去の納入実績、品質、価格等を勘案し、発注先を選定する。

（発注にあたっては、該当小学校近隣の小売店及び市内業者を優先する。）

- 小学校共同：年間・学期・月毎の見積依頼に応じ、見積もり提出後に使用物資の納入業者を決定し、発注する。市内全小学校に納品できる発注先を選定する。

- 中学校：年間・学期・月毎の見積依頼に応じ、見積もり提出後に使用物資の納入業者を決定し、発注する。中学校給食共同調理場・各中学校調理場に納品できる発注先を選定する。

7 登録の要件

<法令順守等>

- ・令和7・8年度「上尾市少額等随意契約希望者登録名簿」、もしくは「上尾市物品等競争入札参加資格者名簿」に登録済みであること。
- ・発注済の納入物資について、上尾市立各小学校または中学校給食共同調理場から取消しの連絡をする

場合に、無償での取消対応が可能な日数を必要に応じて発注元に予め提出すること。

- ・食品衛生法及び食品に関する法令等を遵守していること。
- ・学校給食が児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識していること。

<品質管理等>

- ・衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両（クーラーボックス等を含む）等の施設を有しており、「学校給食衛生管理基準」に定められた温度域で納品ができること。
- ・品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、学校給食衛生管理基準等に基づく食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。

<各種検査報告>

- ・製造や加工調理が必要な物資を納入する事業者については、学校給食衛生管理基準の第3 1 (2) ②食品納入業者に係る規定に基づき、製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を納品する前月に実施し、その報告書を上尾市に提出すること。なお、学校給食の原材料となる物資を調達し、調理加工を行うことなく配送のみを行う事業者については、上記規定に基づき、配送に従事する従業員全員についての検体検査を納品する前月に実施し、その報告書を上尾市へ提出すること。
- ・厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底し、上尾市及び食材納入先である学校・中学校給食共同調理場から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。

8 審査

登録に係る審査は、原則として書類審査とします。ただし、必要に応じて申請者の事業所等の現地調査を実施することがあります。

9 登録及び通知

市は、登録に係る審査の結果を申請者に書面により通知します。

10 登録内容の変更

学校給食用物資納入業者として登録された者（以下「登録業者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに学校給食用物資納入業者登録変更届（様式第2号）を提出してください。

11 登録の取消し

市は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。

- (1)本要領の7（登録の要件）に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2)市との学校給食用物資購入契約に違反したとき又は当該契約の履行に対して著しく不適切な行為があり、改善が見込まれない時。

12 その他

この要領に定めるもののほか、特段の事情がある場合については、別に定めます。